

組合 Q & A

組合員等からの資金受入れについて

Q II 本件には、金融事業の資金調達のため、組合員等より、3 カ月、6 カ月等に期間を限定し満期に利息を支払う契約で借り入れている組合があるが、これは、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法第2条に違反する行為であると考えられるがどうなのか。

【A】組合が「組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入」の事業を行うために、その必要な資金を銀行その他の金融機関に限らず、組合員からも借り入れることは差し支えないが、その借入が預金貯金又は定期預金と同様の性格を有するものである限り「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」に違反するものと考えられる。また、一定の期間を定め、その中途又は満期日に一定の金額を給付することを目的として掛金を受け入れることは、銀行法に違反するものと考えられるのみならず中協法の事業協

同組合の範囲を逸脱するものと考えられる。

異業種組合の共同事業について

Q II 異業種で組織化し、主として教育情報提供事業と資金の貸付事業を行うことを計画しているものがあるが、このような組合でも設立が可能か。

【A】異業種組合は、異業種中小企業が協同してその相乗効果を発揮しようとするものであり、実施する事業も、共同製品開発、共同技術開発、教育及び情報の提供等のいわゆるソフトな事業が中心となることが見込まれるし、また組合員が共通に利用し得る事業として資金の貸付が活用されることが見込まれる。このことから、異業種組合の組合事業については、個々の組合の実情に応じた組合事業が行われるよう特に配慮する必要があるが、例えば、教育及び情報の提供事業が中心的組合事業である場合であっても、これが効果的に実施されることが見込まれるときは設立を不認可とすることは適当でないとして(58. 827 中

小企業庁指導部長通達)。また、従来は、資金の貸付事業を行うに当たってはできるだけ「他の共同事業」と併せ行うのが適当であると見られ、共同経済事業を行うことの指導が行われていたところであるが、上記通達により、「他の共同事業」には「教育及び情報の提供事業」等のソフトな事業が含まれると解されている。以上のことから、設問の場合の組合の設立は可能であるが、これらの事業は、組合が主体的かつ積極的に取り組まなければ円滑な実施が困難となり、組合自体が休眠化する可能性及び公平性を欠く可能性も有しているため、設立後の運営の充実強化に務めることが必要である。

中小企業組合質疑応答集(全国中小企業団体中央会編)より転載



組合士検定にチャレンジ!!

○記述問題からの出題○

(本問題は、試験時に4行以内で記述する問題です。解答例は120字以内です。)

【第一問】組合員以外の者の事業利用の制限を設けた理由を2つの点から説明せよ。

【第二問】役員が残任義務について、任期の伸長規定と合わせて説明せよ。

《解答》【第一問】員外利用の制限を設けた理由は、次の2点である。①事業協同組合は組合員に直接奉仕することを目的としていることから事業の利用者は本来組合員に限られるべきであること②員外者の利用を無制限に認めると、組合員の事業利用権を侵害するおそれがあること
【第二問】役員が任期満了又は辞任によって退任し、定款を書いた場合、新たに選出された理事が就任するまで、役員としての権利義務を有する、との定めを残任義務という。伸長規定は、役員任期を通常総会の最終時まで伸ばす規定で、任期満了の場合の規定である。